

# 処方箋受付 及び 情報提供について

## ① 調剤基本料3口に関する事項

当薬局は厚生労働省所定の調剤基本料3口の基準を満たしており、厚生労働省所定の点数を算定しております。

## ② 調剤管理料に関する事項

当薬局では、お薬を安全で安心してご利用頂くために、薬剤服用歴を活用しています。処方された薬剤について、お客様等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行ったうえで、薬剤服用歴への記録その他の管理を行った場合、調剤の内容に応じ、処方箋受付1回につき厚生労働省所定の調剤管理料を算定しております。

## ③ 服薬管理指導料等に関する事項

当薬局は薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関してご説明やお薬の説明文書を用いた情報提供を行い、処方箋や情報提供内容等の記録管理を行った場合であって、以下の場合に応じて厚生労働省所定の服薬管理指導料を算定しております。

- 前回から3ヶ月以内に再度処方箋を持参したお客様への情報提供等の場合
- 前回から3ヶ月経過しているまたはお薬手帳の持参又は提示のないお客様への情報提供等の場合
- 介護老人福祉施設等に入居しているお客様への情報提供等の場合
- 情報通信機器を用いた情報提供を行い前回から3ヶ月以内に処方箋を提出したお客様の場合
- 情報通信機器を用いた情報提供を行い前回から3ヶ月経過しているまたはお薬手帳の持参又は提示のないお客様の場合
- かかりつけ薬剤師による情報提供の場合

お客様一人一人に対し、服薬状況を一元的・継続的に把握して業務を実施する、いわゆる「かかりつけ薬剤師」が、お客様の同意に基づき、情報提供を行った場合は、厚生労働省所定のかかりつけ薬剤師指導料を算定しております。また、かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師がお客様の同意に基づき、情報提供を行った場合は、厚生労働省所定の服薬管理指導料を算定しております。

## ④ 在宅患者訪問薬剤管理指導料等に関する事項

当薬局は、処方箋発行保険医の指示により、寝たきり等在宅で療養されていて通院が困難なお客様のご自宅や社会福祉施設又は障害者施設等へ処方箋に基づいて調剤したお薬を持参して、お薬の服用に関してご説明やお薬の説明文書を用いた情報提供を行い、お薬等の総合的な管理等を行った場合、厚生労働省所定の在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定しております。

また、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っているお客様に対して、投与及び保管の状況、副作用の有無等についてお客様等に確認し、必要な薬学的の管理及び指導を行った場合は厚生労働省所定の在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算を算定しています。在宅中心静脈栄養法を行っているお客様に対して、投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な薬学的の管理及び指導を行った場合は厚生労働省所定の在宅中心静脈栄養法加算を算定しております。

## ⑤ 地域支援体制加算3に関する事項

当薬局は、厚生労働省所定の地域支援体制加算3の基準を満たしており、厚生労働省所定の点数を算定しております。1200品目以上の医薬品を備蓄しており、健康相談や健康教室も開催しております。また、休日・夜間を含む開局時間外であっても薬局にお電話いただくと、薬剤師がお薬に関するご相談を承ります。処方箋をお持ちであれば調剤を承ることも可能です。調剤の場合は、時間帯などにより別途厚生労働省所定の費用を頂いております。

## ⑥ 連携強化加算に関する事項

当薬局は災害や新興感染症の発生時等における医薬品供給や衛生管理等において、地域での役割を果たす体制を整えており、厚生労働省所定の連携強化加算を算定しております。

## ⑦ 在宅薬学総合体制加算1に関する事項

当薬局は在宅での訪問服薬指導が可能な体制を整えており、在宅訪問を行った場合、厚生労働省所定の在宅薬学総合体制加算1を算定しております。

## ⑧ 後発医薬品調剤体制加算2に関する事項

当薬局は積極的に後発医薬品への変更が可能な体制を整えており、厚生労働省所定の後発医薬品調剤体制加算2を算定しております。ただし、変更は成分名の記載による処方箋や後発医薬品への変更が可能な処方箋に限ります。

## ⑨ 医療DX推進体制整備加算に関する事項

当薬局は、マイナ保険証の利用促進や電子処方箋など医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでおり、厚生労働省所定の医療DX推進体制整備加算を算定しております。

※ 厚生労働省所定の費用の詳細は、別掲示物「調剤報酬点数一覧表」をご参照ください

※ 処方箋の有効期限は発行日を含め原則4日以内です

※ 当薬局で取り扱いのないお薬もお取り寄せいたします

0101-241101